

会 議 録 目 次

平成 1 4 年 第 2 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 4 年 4 月 1 5 日 （ 月 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について （海田町税条例の一部を改正する条例の制定） ……	3
日程第 4	発議第 1 号 閉会中の継続調査事件について……………	9
	（ 閉 会 ） ……………	1 0

平成14年第2回海田町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成14年4月15日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 4月15日（月）9時00分宣告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（17名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	7番	堀 間 禎 子
8番	西 山 勝 子	9番	宮 坂 二 郎
10番	崎 本 広 美	11番	原 田 幸 治
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
15番	田 中 千 代	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	19番	加 藤 公
20番	河 野 道 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員（3名）

6番	斎 木 貞 暁	12番	前 田 勝 男
18番	国 岡 光 明		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（17名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	7番	堀 間 禎 子
8番	西 山 勝 子	9番	宮 坂 二 郎
10番	崎 本 広 美	11番	原 田 幸 治
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
15番	田 中 千 代	16番	佐 中 十九昭

19番 加 藤 公

20番 河野道昭

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員 (3 名)

6番 齋 木 貞 暁

12番 前 田 勝 男

18番 国 岡 光 明

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 加 藤 天

助 役 松 原 修 士

総務部長 上條 正弘

税 務 課 長 畝 光 美

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長                      園 山                      純

議 会 事 務 局 次 長                      梶 原 正 勝

主 查 辻 千 奈 美

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第３ 承認第１号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第４ 発議第１号 閉会中の継続調査事件について

~~~~~○~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（河野） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞さんでございます。

ただいまの出席議員数は17名でございます。定足数に達しておりますので、平成14年第2回海田町議会臨時会を開会いたします。

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a string. In the center of the line, there is a small, solid black circle.

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定によりまして、議長より、13番、住吉君、14番、山岡君を指名いたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたします。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

午前9時03分 再開

この際、執行部の方に申し上げます。本日の臨時会の会期は、本日１日と決定しております。

○議長（河野）日程第３、承認第１号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

3

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）ご説明をいたします前に、まことに申しわけございませんが、資料１の字句の訂正をお願いします。一番最初のページの改正の内容の（２）均等割の税率の最後の行でございますが、「マンション立替組合」、これ、立つとなっておりますが、この字句を建設の「建」に訂正していただきたくよろしくお願いいたします。

それでは、承認第１号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第１項の規定によって、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によって、その専決処分について議会の承認を求めるものでございます。

１、専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。

２、専決処分年月日は平成14年３月31日でございます。

それでは、議案書１ページをお開きください。専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成14年３月31日。海田町長、加藤天。

海田町税条例の一部を改正する条例の内容が、以下２ページにわたっております。条例の改正内容につきましては、資料１の海田町税条例一部改正の概要によって説明させていただきます。

それでは、地方税法等の改正による条項の移動と文言の整理などの改正以外の改正内容について、順に説明させていただきます。

まず、改正内容の（１）の個人の町民税の非課税の範囲として、第24条第２項を改正しております。これは、個人町民税均等割について、低所得者層の税負担に配慮するため、地方税法施行令に規定する非課税基準が31万5,000円に本人と控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額と、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に現行の17万1,000円を21万6,000円に改めた加算額以下である者を非課税とするものでございます。

（２）の均等割の税率につきましては、マンションの建替えの円滑化等に関する法律により認可設立されるマンション建替組合について法人町民税均等割の税率を規定するものでございます。

次のページでございますが、（３）の町民税の申告につきましては、地方税法施行規則の個人町民税申告書様式の改正が行われたことに伴う規定の整理をするものでござい

ます。

（４）の固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う助産婦等の字句を整理するものでございます。

（５）の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等でございますが、これは個人町民税所得割について、低所得者層の税負担に配慮するため、非課税基準が35万円に本人と控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額と、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に現行の32万円を36万円に改めた加算額以下である者を非課税とするものでございます。

（６）の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、個人町民税における平成16年度分までその適用が停止されている土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える部分の6%の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を5.5%とするものでございます。

（７）のその他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条項及び字句の整理でございます。

施行期日につきましては、平成14年4月1日です。ただし、法人町民税均等割の税率の規定につきましては、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日としております。以上で、説明を終わります。

○議長（河野）以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）4点ばかりお尋ねをいたします。

1つは、マンションの建替組合というのが今回新しく挿入をされておりますが、その中で3点お尋ねしますが、マンションの建替えで組合をつくっていなかったら、どういう扱いになるのかということですね。

それから、2つ目には、管理組合の財産、今の預金であるとか、そういうものが該当するんだと思うんですが、管理業者で委託をしておる。組合でなくて、それを管理業者で委託をした場合はどうなのかということですね。

それから、3つ目には、優良建物の整備促進制度というものがありますけれども、これらの対象案件の緩和や補助の拡大等では、どういう扱いになるのか、これをお尋ねするんです。

それから、資料の４ページにあるんですが、非課税の規定の適用の問題であります。今新しく挿入されたのは、助産師とか、看護師とかいうものがありますが、私はかねてから非課税の問題で固定資産税の公平化の問題、ちょっと疑問に思ったので、これを知らないのでお尋ねをするんですけれども、マンションの中の敷地内の道路であるとか、公園、遊び場、あるいは集会所、ごみの集積所、それから、廊下やそういう子どもの遊び場もかなりあるんですが、これらの共用部分は、一戸建ての住宅街に比べたら、市道や町内の集会所に該当すると思うんですね。公的な道路とか。一定の公的なそういう機能があるわけですが、これらの共用部分は固定資産税の非課税の対象になっているのかどうか、私はちょっと疑問に思っておるので、お尋ねをするんです。以上です。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）１点目のマンションの建替えて、認可されてないものについてはというご質問でございますが、認可されるということに規定されておりますので、該当はしないと思います。

それと、管理組合の……。

（「業務を別の業者に頼むと」と呼ぶ者あり）

○税務課長（畝）別の業者ですか。このマンション建替組合というのは、一応公益法人ですかね。ですから、全部管理したものについては、公益法人で税としては差し引かれると思いますけど、それ以外で収益が例えばありますよね。そういう場合は、それについては税は課せられるという解釈だろうと思います。

３点目は、ちょっと調べさせていただきます。

マンションの共有部分について集会所とか、公園とかいうものについては、課税対象にはなっていないと思います。

○議長（河野）佐中君。

○１６番（佐中）マンションの建替組合で、今この条例に出されているそういう法人の均等割の問題で、それじゃ、これが実際に課税をされるという対象になるとすれば、法人の均等割のどの部分に該当するのか。法人の均等割は１号から９号まであるわけですね。均等割は、海田町では４万円というのがあるわけですが、これはどの部分に該当するのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）今おっしゃられたとおり４万円の部分だろうと思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）今の答弁、かなりの部分で「だろう」という発言があるんですが、実際、担当の職員として、仮定であるとか、想定であるとかいう発言は、私は許せないと思うんですけども、いかがですか。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）4万円の部分に該当します。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）3点ばかり質問いたします。

まず、第1点は、今ご説明がありましたように、第24条個人の町民税の非課税の範囲、これは均等割ですね。それは第2項中の括弧内の金額が17万1,000円から21万6,000円へ4万5,000円範囲が拡大されたこと。それから、附則第5条の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等のことでございますけれども、第1項中の括弧内の金額が、これが32万円から36万円、4万円範囲が拡大したと。もしこれの算出根拠がわかれば、教えていただきたい。それから、本改正条例の施行に伴いまして、本町の影響はどのようになっているのか。適用対象者数、減税額、大体どのぐらいになるのか、概数で結構です。

それから、2番目には、佐中議員のおっしゃったマンション建替組合ですけど、いろいろご質問があったので控えますが、海田町においては、届け出の予想組合数はどのぐらいを見ているんですかね。

それから3つ目、町民税の申告について、地方税法施行規則の個人町民税の申告様式等の改正が行われたやの説明がありました。それで、36条の2の第1項中の、それから附則第6条の2の第3項1号中の第5条の4、様式別表というのが示されてないのはなぜか、これの中に。改正されているにもかかわらず。普通だったら、法律とか改正されたら様式まで全部書かないといけないことになっているわけですよね。それがここに書かれてないのはなぜか。形式的なことですけど、その3点をお願いします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）まず、最初の質問の個人住民税の非課税の限度額の改正でございますが、均等割部分と所得割部分がございますけど、今回の改正の基準となるものとしては、これは、生活保護基準というものがございまして、これは国の試算でございますが、夫婦で子ども2人の給与収入者の収入金ベースというものがございまして、14年度が生活扶助額が258万7,000円。それに対して、現行のままで均等割の限度額を設定しますと、そ

の基準よりは低くなります。それで、今回この改正により、その生活扶助額を若干上回った金額260万に一応算定しております。

所得割につきましても、やはり生活保護の方の基準額でいきまして、所得割が生活保護の方が今年度276万9,000円。それを今のままで据え置いたとしたら271万4,000円でございますので、これを今回の改正によりますと277万1,000円で推計しております。

本町の影響によるものの数については、調査しておりません。

マンションの建替組合の組合数の予想もまだ予想はしておりません。わかりません。

別表でございますが、これは、地方自治法の施行規則の方で定めております。それで、今までの様式、施行規則の第5号4の様式と、新たにこれに追加されるものでございますが、5号の4の様式別表でございますが、これは、分離課税用の様式が別表につきますということで、2本立ての様式になっております。以上です。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）本町の影響が一番大事なことなので、それは調査して、結果をお知らせください。要するに適用対象者数と減税額ですね。地方税法が改正されたから、ただそれだけで改正して知らないふりをするというのは、何のための改正かわかりませんからね。本町に影響があるかどうかということが大事なんですよ。それを調べてないというのは、ちょっと怠慢じゃないんですか。

それと、今の様式の件ですけど、海田町の条例なんですよ。地方税法のことを言っているんじゃないんですよ。だから、条例が改正されたら、海田町の条例なんだからちゃんと様式を。地方税法に書いてあるからそれは書かなかったというのは、ちょっと理解できないですね。その辺をちゃんと調査して善処してください。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに

決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）続いて日程第４、発議第１号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付しておりますとおりでございます。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員長、西山君。

○８番（西山）８番、西山勝子です。閉会中の継続調査事件について、提案説明をいたします。

今日、地域社会は、激動する経済社会情勢の中で日々進展し、変革をしております。議会は、これに的確に対処しなければなりません。議員各位にはご承知のとおり、議会は会期ごとに独立をしております、会期中に限って議会活動を行うものでございます。会期中におきましては、地方自治法第109条第６項及び第109条の２第４項及び第110条第３項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ、議会の閉会中も調査を行うことができるものとされております。本案は、平成14年度における各常任委員会及び議会運営委員会、議会広報広聴調査特別委員会の閉会中の継続調査事件について、住民の付託に応えるために別表のとおりそれぞれの所管事務調査を行い、議員の資質の向上を図るものでございます。よろしくお願いいたします。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（河野）以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第１号について採決を行います。お諮りいたします。発議第１号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第１号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成14年第２回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さんで

ございました。

午前 9 時 2 8 分 閉会